

大島支庁庁舎の再整備について

令和7年4月
鹿児島県総務部
(人事課行政経営推進室)

はじめに

鹿児島県では、「総合事務所設置計画（平成 18 年 12 月）」に基づき、地域の特性や住民ニーズに即した総合的かつ高度な行政を迅速に進めるため、各地域における県政の総合拠点として、平成 19 年 4 月に地域振興局及び支庁を設置しています。その後、地域振興局・支庁の庁舎については、老朽化が進み、順次、再整備の検討が必要な状況となっています。

南薩地域振興局庁舎については、庁舎の老朽化が最も進行していたことを踏まえ、令和 4 年度から再整備に向けた取組を開始しており、昨年 10 月に取りまとめた「南薩地域振興局新庁舎整備基本計画」に基づき、令和 10 年度はじめの供用開始を目指し、現在、基本設計を実施しています。

北薩地域振興局及び大島支庁庁舎については、令和 4 年度から 5 年度にかけて実施した劣化状況調査の結果により、令和 14 年度末までの建替えが望ましいとされたところです。このため、建設年次の古い大島支庁庁舎の再整備に向けて、今年度から取組を開始し、令和 9 年度から北薩地域振興局庁舎の取組を開始したいと考えています。

始良・伊佐地域振興局庁舎については、劣化状況調査結果等を踏まえ、令和 19 年度末までの建替えに向け、令和 14 年度の取組開始を目途としつつ、今後の再整備の進捗等を踏まえ、改めてその時期を精査したいと考えています。

なお、劣化状況調査により建替えの優先度が低いとされた、大隅地域振興局、熊毛支庁などについては、今後の再整備の状況等を踏まえて対応を検討することとしています。

大島支庁庁舎の再整備に当たっては、「総合事務所設置計画」、「行財政運営指針（令和 4 年 3 月）」及び「南薩地域振興局庁舎再整備方針（令和 5 年 8 月）」で示した考え方を踏まえつつ、地域の関係者からご意見を伺いながら検討を進めてまいります。

令和 7 年 4 月 鹿児島県総務部

目 次

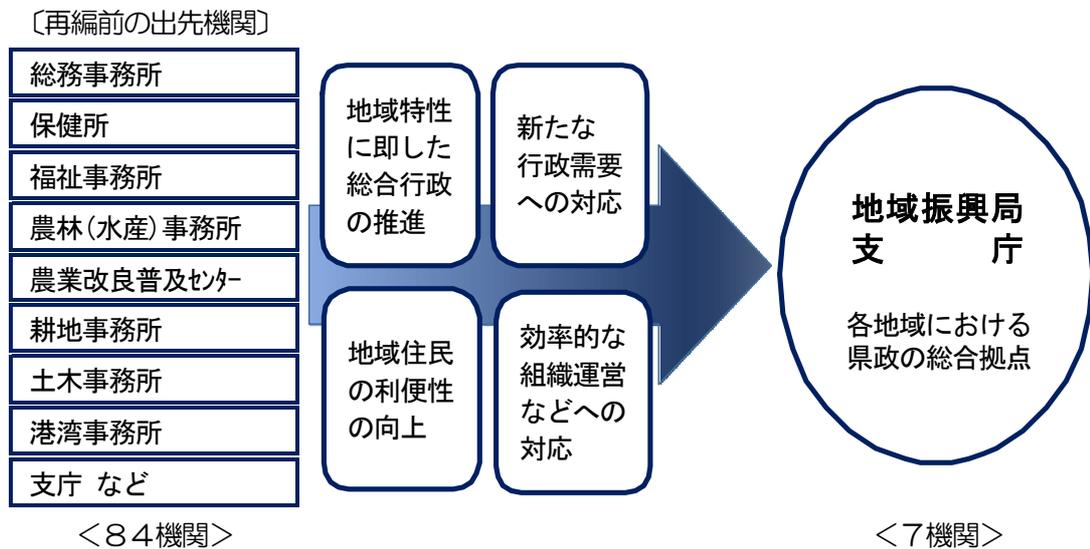
第 1 章	地域振興局・支庁の概要	・・・ 1
第 2 章	大島支庁の概況	
	(1) 庁舎の概況	・・・ 6
	(2) 組織体制	・・・ 9
第 3 章	地域振興局・支庁庁舎の再整備	・・・ 10

第1章 地域振興局・支庁の概要

- 「組織機構改革方針」（平成17年12月）において、出先機関については、所管区域の広域化を図るとともに、縦割りの専門的出先機関を集約し、地域における行政を総合的かつ効率的に推進する総合事務所化を図ることとしたところ。
- その上で、「総合事務所設置計画」（平成18年12月）に基づき、平成19年4月に地域振興局・支庁を設置したところ。

■ 総合事務所化した出先機関

総合事務所設置計画に基づき、県内を7区域に区分し、84の出先機関について各区域毎に総合事務所化を図り、地域振興局及び支庁を設置。



■ 位置及び所管区域

名称	本所位置	所管区域
鹿児島地域振興局	鹿児島市	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、鹿児島郡（5市村）
南薩地域振興局	南さつま市	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市（4市）
北薩地域振興局	薩摩川内市	阿久根市、出水市、薩摩川内市、薩摩郡、出水郡（5市町）
始良・伊佐地域振興局	始良市	伊佐市、霧島市、始良市、始良郡（4市町）
大隅地域振興局	鹿屋市	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡（9市町）
熊毛支庁	西之表市	西之表市、熊毛郡（4市町）
大島支庁	奄美市	奄美市、大島郡（12市町村）

総合事務所設置計画（平成 18 年 12 月）に基づく地域振興局・支庁の概要

1 地域振興局・支庁の設置

(1) 位置決定の考え方

非常事態ともいえるべき危機的な財政状況を踏まえ、既存の庁舎を有効活用することを基本とした上で、庁舎が所在する市町の人口、交通の事情、他の官公署との関係及び庁舎の規模等を勘案し、総合事務所の当面の位置を決定する。

今後、庁舎建て替えの必要が生じた場合は、所管区域の地理的状況や市町村合併の状況等も勘案し、総合事務所の位置を改めて検討する。

(2) 当面の位置

総合事務所は、当面、鹿児島市、南さつま市、薩摩川内市、始良市、鹿屋市、西之表市、奄美市（いずれも旧合同庁舎等）に設置する。

(3) 分庁舎方式の採用

総合事務所については、各地域における県政の総合拠点として位置付けることから、総合事務所化を図る出先機関を一つの庁舎に集約することを基本とするが、総合事務所を設置する庁舎の規模等を踏まえ、必要に応じ、分庁舎方式を採用する。

名 称	地域振興局・支庁の位置	分庁舎の位置
鹿児島地域振興局	鹿児島市(鹿児島合同庁舎) [現鹿児島地域振興局本庁舎]	日置市(伊集院合同庁舎) [現鹿児島地域振興局日置庁舎] 鹿児島市(自動車税管理事務所庁舎) [現鹿児島地域振興局第2庁舎]
南薩地域振興局	南さつま市(加世田合同庁舎) [現南薩地域振興局本庁舎]	南さつま市(加世田保健所庁舎) [現南薩地域振興局第2庁舎]
北薩地域振興局	薩摩川内市(川内合同庁舎) [現北薩地域振興局本庁舎]	薩摩川内市(川内保健福祉合同庁舎) [現北薩地域振興局第2庁舎]
始良・伊佐地域振興局	始良市(加治木合同庁舎) [現始良・伊佐地域振興局本庁舎]	霧島市(隼人保健福祉合同庁舎) [現始良・伊佐地域振興局霧島庁舎]
大隅地域振興局	鹿屋市(鹿屋合同庁舎) [現大隅地域振興局本庁舎]	
熊毛支庁	西之表市(種子島合同庁舎) [現熊毛支庁本庁舎]	
大島支庁	奄美市[大島支庁] [現大島支庁本庁舎]	

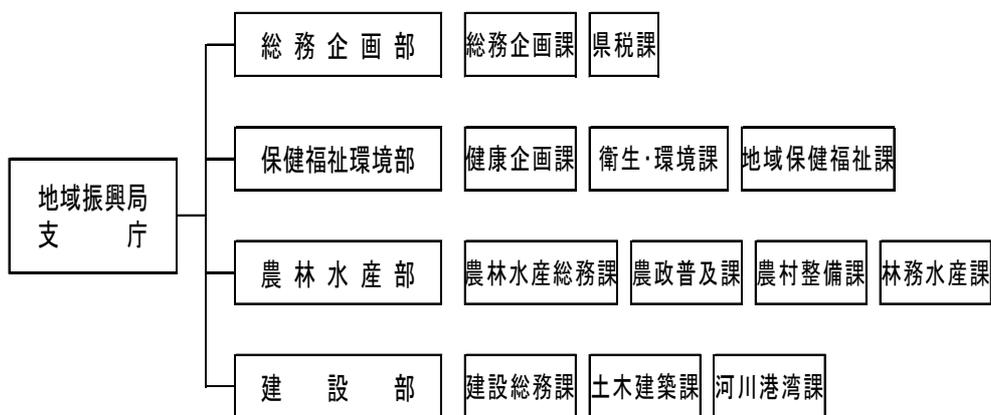
※ 分庁舎に設置する部は、鹿児島市が総務企画部の一部で、その他は保健

福祉環境部（一部）である。なお、奄美市の分庁舎は、平成 22 年 4 月に支庁舎に統合。

2 総合事務所の役割

総合事務所は、各所管区域内において、総合的に事務事業を執行するとともに、より地域住民に身近なところで、直接サービスを提供する業務等を所管する。

3 組織体制（標準的な例）



4 駐在機関等の設置

総合事務所までの所要時間、所管区域の面積及び所管市町村数など、各区域の特性等を勘案し、次の駐在機関等を設置。

(1) 支所の配置

保健福祉環境部にあつては、保健所の業務の一部を所管する支所を配置。（指宿市，出水市，伊佐市，志布志市）

農林水産部にあつては、畑地かんがい関係業務及び農業改良普及関係業務を一体的に所管するために曾於畑地かんがい農業推進センターを設置。（曾於市）

建設部にあつては、土木事務所の業務の一部を所管する支所を配置。（薩摩川内市（甕島））

(2) 駐在機関の配置

旧総務事務所や旧農業改良普及センター，旧土木事務所及び旧港湾事務所関係業務等の一部を所管する駐在機関を所要の地域に配置。

総務事務所の業務の一部を所管	曾於市
農業改良普及センターの業務の一部を所管	日置市, 指宿市, 出水市, さつま町, 伊佐市
土木事務所の業務の一部を所管	日置市, 指宿市, 出水市, 伊佐市, 曾於市, 志布志市

(3) 本所, 支所, 駐在機関の役割分担

部 名	業務内容	本所	支所	駐在	備 考	
総務企画部	免税・納税, 窓口証明等	○		○	駐在は1地域(曾於)	
保健衛生環境部	地域医療計画, 医療機関立入検査, 健康増進, 生活衛生等	○				
	健康危機管理, 感染症予防, 疾病対策, 精神保健, 母子保健, 動物愛護管理, 薬事, 食品衛生等	○	○		支所は4地域(指宿, 出水, 伊佐, 志布志)	
農林水産部	農業	普及指導計画(総括), 普及実績評価(総括)	○			・支所は, 曾於畑地かんがい農業推進センターのみ。
		担い手育成, 地域振興(集落営農, 食育), 経営指導, 技術普及	○	○	○	・駐在は, 5地域(日置, 指宿, 出水, さつま, 伊佐)
		畜産振興	○	○		
		畑かん水利	○	○		
	林業	林業普及	○		○	駐在は4地域(出水, さつま, 伊佐, 曾於)
水産業	水産業普及指導, 漁船登録, 養殖・資源管理, 水産団体育成指導, 流通加工対策	○		○	駐在は1地域(出水(甌島含む。))	
建設部	各種許認可申請書の受理	○	○	○	・支所は甌島支所のみ。	
	災害時の初動体制の確保	○	○	○	・駐在は6地域(日置, 指宿, 出水, 伊佐, 曾於, 志布志)	
	建設工事の監督等	○	○	○		

	公共土木施設のパトロール, 点検, 維持管理等	○	○	○	
--	-------------------------	---	---	---	--

※ 保健所設置の考え方
 保健所（13 箇所）については、地域保健法の規定により、いわゆる二次保健医療圏と高齢者保健福祉圏を参酌して設定しなければならないこととされており、保健所は1つの二次保健医療圏に原則1箇所とされている。
 なお、離島の保健所については、交通事情など離島の置かれた地域特性を考慮して配置しているところ。

(4) 支庁における取扱い
 熊毛支庁及び大島支庁については、管内の屋久島、喜界島、徳之島、沖永良部島及び与論島について、支庁までの交通手段が限定されるとともに、所要時間が長いことに鑑み、駐在機関等（総合的な支所等）を設置。

[駐在機関等の設置状況]
 ① 熊毛支庁 屋久島事務所
 ② 大島支庁 瀬戸内事務所、喜界事務所、徳之島事務所、沖永良部事務所、沖永良部事務所与論町駐在

(参考) 関連計画等

【行財政運営指針】

IV 行財政改革の方向性

1 社会経済情勢の変化等に対応できる持続可能な組織体制づくり

(6) 簡素で効率的な組織体制の構築と県有施設等の適正管理の推進

人口減少の進展等を踏まえ、組織機構については、引き続きスクラップ・アンド・ビルドを基本とした不断の見直しを行いながら、新たな行政需要にも対応した簡素で効率的な整備を行う。

特に、庁舎等施設の老朽化に伴う更新を行う場合においては、その組織の役割等を検証した上で、統合・再編を検討する。

第2章 大島支庁の概況

(1) 庁舎の概況

	本庁舎 (本所)	瀬戸内庁舎 (駐在機関等)	喜界庁舎 (駐在機関等)
外 観			
所 在 地	奄美市名瀬永田町 17-3	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 36	大島郡喜界町赤連 2901-14
建設年度	(本館) 昭和 37 年度 (別館) 平成 2 年度 (奄美会館) 昭和 47 年度 (ハブ舎) 平成 21 年度	(本館) 昭和 42 年度 (別館) 昭和 56 年度 (詰所) 昭和 63 年度 (会議室棟) 平成 13 年度	(本館) 昭和 53 年度 (別館) 平成 4 年度
施設構造	(本館) 鉄筋コンクリート (別館) 鉄筋コンクリート (奄美会館) 鉄筋コンクリート (ハブ舎) 鉄骨	(本館) 鉄筋コンクリート (別館) 鉄筋コンクリート (詰所) コンクリートブロック (会議室棟) 鉄筋コンクリート	(本館) 鉄筋コンクリート (別館) 鉄筋コンクリート
階 数	4 階	2 階	3 階
入居状況	支庁長, 総務企画部, 保健福祉環境部, 農林水産部, 建設部, 消費生活相談所, 大島教育事務所	総務課, 福祉課, 建設課, 支庁農政普及課駐在, 同林務水産課駐在, 同衛生・環境室駐在	総務係, 福祉係, 農業普及係, 農村整備係, 建設係, 支庁衛生・環境室駐在
敷地面積	10,037.80 m ²	1,981.65 m ²	2,523.27 m ²
延床面積	(本館) 3,124.32 m ² (別館) 1,331.89 m ² (奄美会館) 3,314.59 m ² (ハブ舎) 58.17 m ² (合計) 7,828.97 m ²	(本館) 488.80 m ² (別館) 414.40 m ² (詰所) 25.30 m ² (会議室棟) 318.51 m ² (合計) 1,247.01 m ²	(本館) 527.46 m ² (別館) 155.60 m ² (合計) 683.06 m ²
駐 車 場	(敷地内) 7,441 m ² (129 台) (敷地外) 1,444 m ² (61 台)	(敷地内) 710 m ² (25 台) (敷地外) 1,212 m ² (40 台)	(敷地内) 360 m ² (42 台) (敷地外) —
職員数※	206 人	42 人	23 人

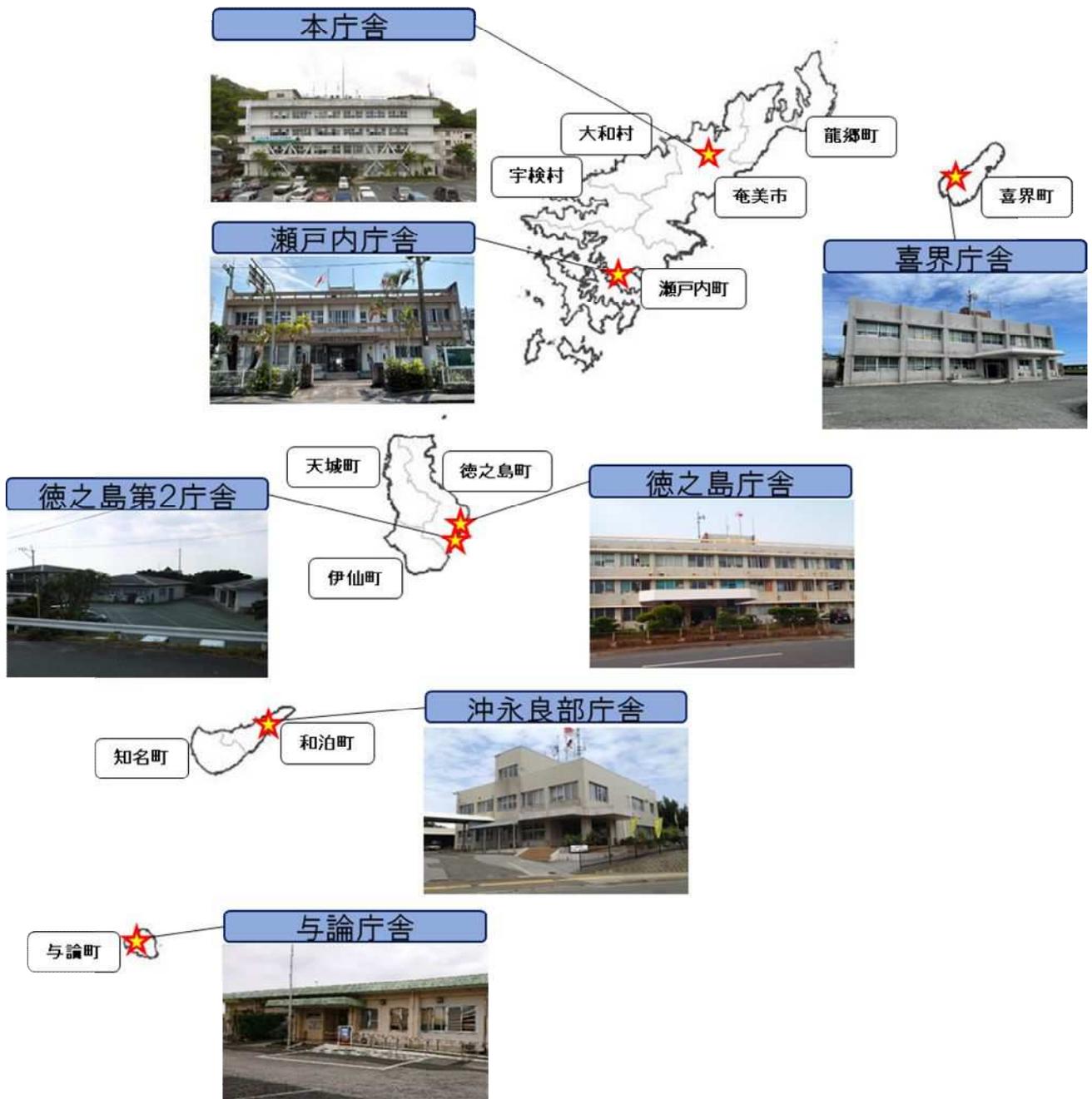
※令和 6 年 4 月 1 日現在の県職員のみ

	徳之島庁舎 (駐在機関等)	徳之島第2庁舎 (駐在機関等)
外 観		
所在地	大島郡徳之島町亀津 7216	大島郡徳之島町亀津 4943-2
建設年度	(本館) 昭和48年度	(本館) 平成元年度
施設構造	(本館) 鉄筋コンクリート	(本館) 鉄筋コンクリート
階 数	3階	2階
入居状況	総務課, 福祉課, 農業普及課, 農村整備課, 建設課, 支庁林務水産課駐在	保健衛生環境課
敷地面積	3,131.75 m ²	4,085.03 m ²
延床面積	(本館) 1,281.63 m ²	(本館) 1,086.61 m ²
駐 車 場	(敷地内) 1,225 m ² (85台) (敷地外) —	(敷地内) 819 m ² (48台) (敷地外) —
職員数※	64人	18人

	沖永良部庁舎 (駐在機関等)	与論庁舎 (駐在機関等)
外 観		
所在地	大島郡和泊町手々知名 134-1	大島郡与論町茶花窪舎 1420-2
建設年度	(本館) 昭和48年度 (別館) 昭和62年度 (別館) 平成13年度	(本館) 昭和55年度
施設構造	(本館) 鉄筋コンクリート (別館) 鉄筋コンクリート	(本館) 鉄筋コンクリート
階 数	3階	1階
入居状況	総務福祉課, 農業普及課, 農村整備課, 建設課, 徳之島事務所保健衛生環境課駐在	沖永良部事務所総務福祉課駐在, 同農業普及課駐在, 同建設課駐在, 鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所駐在
敷地面積	2,595.47 m ²	1,016.00 m ²
延床面積	(本館) 684.90 m ² (別館) 280.81 m ² (別館) 267.71 m ² (合計) 1,233.42 m ²	(本館) 192.20 m ²
駐 車 場	(敷地内) 183 m ² (23台) (敷地外) —	(敷地内) 250 m ² (12台) (敷地外) 24 m ² (1台)
職員数※	51人	5人

※令和6年4月1日現在の県職員のみ

(参考) 庁舎の位置



(出典) 国土地理院地図をもとに作成

(2) 組織体制

① 本所

総務企画部	
総務企画課	支庁内の総合調整, 地域振興, 県政の広報・広聴, 選挙, 防災・危機管理 等
県税課	県税の課税・徴収, 収納及び滞納整理 等
大島消費生活相談所	消費生活に関する指導・助言, 苦情・相談 等
保健福祉環境部	
健康企画課	母子保健, 健康増進, 疾病対策, 感染症予防 等
環境・衛生室	生活衛生, 食品衛生, 薬事, 動物愛護管理 等
地域保健福祉課	生活保護, 障害者福祉, 児童福祉, 社会福祉, 災害救助 等
農林水産部	
農政普及課	農村振興, 農畜産物の生産・加工・流通対策, 普及指導, 農林関係工事の事務 等
農村整備課	農地の防災保全, 生産基盤の整備, 用地取得 等
林務水産課	漁港の管理, 林水産業の普及指導, 生産・加工・流通対策 等
建設部	
建設課	土木関係工事の事務, 建設業の指導, 用地取得, 道路の建設・維持補修, 住宅の建築確認審査, 河川・海岸の改修, 砂防対策, 港湾整備 等

② 駐在機関等

瀬戸内事務所	総務課, 福祉課, 建設課, 支庁農政普及課駐在, 同林務水産課駐在, 同衛生・環境室駐在
喜界事務所	総務係, 福祉係, 農業普及係, 農村整備係, 建設係, 支庁衛生・環境室駐在
徳之島事務所	総務課, 福祉課, 農業普及課, 農村整備課, 建設課, 支庁林務水産課駐在, 保健衛生環境課(第2庁舎)
沖永良部事務所	総務福祉課, 農業普及課, 農村整備課, 建設課, 徳之島事務所保健衛生環境課駐在
与論町駐在	総務福祉課駐在, 農業普及課駐在, 建設課駐在

第3章 地域振興局・支庁庁舎の再整備

- 地域における県政の総合拠点である地域振興局・支庁の庁舎については、老朽化が進み、順次再整備の検討が必要である。
- 再整備に当たっては、「総合事務所設置計画（平成18年12月）」及び「行財政運営指針（令和4年3月）」で示した簡素で効率的な組織体制の構築という考え方を基本としつつ、「南薩地域振興局庁舎再整備方針（令和5年8月）」で示した地域振興局・支庁の再整備の考え方により検討を進める。

地域振興局・支庁の再整備の考え方

1 総合事務所（本庁舎）位置

(1) 基本的な考え方

ア 当面の位置として決定した現在の本庁舎の位置について、庁舎建替えの際には、地方自治法の規定を踏まえ、住民の利便性等の観点から、管内の市町村の人口、交通事情、他の官公署との関係等を勘案し、改めて検討を行う。

イ 検討に当たっては、可能な限り、考慮すべき事項に関連した客観的な指標を用いて候補地ごとに比較を行う。

(2) 候補地ごとの具体的な比較方法

考慮すべき事項	検討の観点
①管内の市町村の人口	・管内各市町村の人口の集積
②交通の事情	・当該庁舎への移動時間
③他の官公庁との関係	・公的機関の集積
④所管区域の地理的状況	・危機事象発生時における安全性
⑤その他	・活用可能な土地の状況 ・駐在機関等の統合・再編

(3) 本庁舎の移転に伴う影響の緩和のための支援

地域振興局・支庁の本庁舎を現在の所在市以外の市町村へ移転することとした場合、本庁舎の移転による現在の所在市の地域経済等への影響に鑑み、その影響の緩和のため、当該市の地域の振興・活性化に対する支援策を講じる。

2 分庁舎の取扱い（大島支庁は該当なし）

(1) 地域振興局・支庁の設置の際、総合事務所化を図る出先機関を一つの庁舎に集約することを基本としつつ、総合事務所を設置する庁舎の規模等を踏まえ、必要に応じ、分庁舎方式を採用した。

(2) 庁舎の再整備に当たっては、その規模等について既存の庁舎を前提とせず、改めて検討することから、制度的な制約等により集約が困難な場合を除き、原則、分庁舎を集約する方向で検討を行う。

3 駐在機関等の在り方

本所までの所要時間，所管区域の面積及び所管市町村数など，区域の特性等を勘案しつつ，その役割を検証の上，統合・再編の検討を行う。

[検討の視点]

- ① 各駐在機関等については，県民に身近な行政サービス機関としての機能を有することを踏まえつつ，将来の人口見込みや本所までの所要時間など区域の特性等を勘案し，統合・再編による行政サービスへの影響等を検証する。
- ② 保健所については，地域保健法により，所管区域は二次保健医療圏域と概ね一致した区域とすることが原則とされていることを踏まえ，現在の二次保健医療圏域と保健所の所管区域を比較しつつ，その役割を改めて検証する。

4 民間提案の活用

民間提案の活用により，新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに，効率的かつ効果的な整備を推進するという基本的な考え方の下，整備手法を検討する。

5 その他

整備地や駐在機関等の在り方の決定に当たっては，地元市町村等の意見をお聞きする。

<大島支庁庁舎の再整備について>

① 再整備の考え方

再整備の検討に当たっては，奄美群島内における各島の人口，各島間の航空路等の状況等を勘案し，現在大島支庁が所在する奄美大島への再整備を前提に行う。

② 再整備の検討に係るスケジュール（予定）

- ～令和7年5月頃 管内市町村や関係団体等に対し，再整備の考え方について説明
- ～11月頃 管内市町村等からの再整備に関する意見聴取
- ～令和8年2月頃 管内市町村等からの意見聴取結果のとりまとめ
- ～6月頃 管内市町村からの候補地募集
- 8月頃 大島支庁庁舎再整備方針のとりまとめ

（参考：地域振興局・支庁庁舎の再整備スケジュール（予定））

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～R18	R19
南薩局		再整備検討		設計		施工							
大島支庁				再整備検討		設計		施工					
北薩局						再整備検討		設計		施工			
始良・伊佐局											再整備検討	設計	施工